

## 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP） 加入手続

### 1. 加入希望エコノミーによる通報

1.1 加入希望エコノミーは、正式な要請を提出する前に、CPTPPへの参加に係る関心について、非公式に全てのCPTPP署名国と意見交換することが奨励される。

1.2 加入希望エコノミーは、CPTPPの寄託者（以下「寄託者」という。）であるニュージーランドにCPTPPへの加入交渉を開始するための正式な要請（以下「加入要請」という。）を通報しなければならない。

1.3 寄託者は速やかに受領を確認し、他のCPTPP署名国<sup>1</sup>に加入要請を共有する。

### 2. 加入手続開始要請

2.1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会（以下「委員会」という。）は、第27・3条（意思決定）及び第27・4条（委員会の手続規則）に整合的な態様で、加入希望エコノミーが加入要請を行った日の後合理的な期間内に当該加入希望エコノミーとの間で加入手続を開始するかどうかを決定する。決定は公表されなければならない。

2.2 その後の委員会及び加入作業部会での議論を円滑に進めるために、加入希望エコノミーは、関心分野についての各締約国の質問や懸念に対処するため、各締約国と協議することが奨励される。これらの協議は、交渉手続を構成しない。

2.3 委員会が加入希望エコノミーとの間で加入手続を開始することを決定した場合には、委員会は、当該加入希望エコノミーの加入を交渉するための作業部会（以下「加入作業部会」という。）を設置する。

2.4 委員会が加入手続の開始についてコンセンサスに達することができない場合には、加入希望エコノミーは締約国との協議を継続することができる。委員会は、その後、当該加入希望エコノミーについての加入作業部会を設置するかどうかを決定できる。

---

<sup>1</sup> 全ての締約国は、CPTPP署名国間で結束を維持すること及び意思決定の過程において全てのCPTPP署名国を含むことの重要性を再確認する。2019年の間は、CPTPPが未だ効力を生じていないCPTPP署名国は、加入に関する関連会合に出席し、かつ、参加することができる。加入に関する問題についての決定は、当該署名国から表明された見解を十分に考慮しつつ、締約国によって行われる。

### 3. 加入作業部会

3.1 加入作業部会は、各締約国の政府の代表者から成る。加入作業部会の議長はコンセンサス方式によって任命される。

3.2 委員会は、個々の加入希望エコノミーについて個別の加入作業部会が必要か又は手続を単一の加入作業部会に統合することができるかどうかについて決定することができる。加入作業部会は、委員会からの指針を求めることができる。

3.3 加入作業部会の第1回会合において、加入希望エコノミーは、CPTPPの義務を遵守するためにそれまでになされた努力を証明し、また、自国の国内法令に対して行う必要がある追加的変更を特定する。

3.4 加入作業部会の第1回会合の日から30日以内に、加入希望エコノミーは、市場アクセスのオファー及び適合しない措置(NCMs)(物品、サービス、金融サービス、投資、ビジネス関係者の一時的な入国、政府調達及び国有企業に関するもの)を加入作業部会に提出する。加入希望エコノミーのオファーが5に特定するベンチマークに合致しているとみなされる場合には、締約国は、加入希望エコノミーに対する自国の市場アクセスの約束を確認又は提出する。

3.5 加入希望エコノミーは、加入作業部会を通じて又は(適当な場合には)二国間で、市場アクセスのオファーの交渉を行うとともに、どのようにベンチマークを満たすかを示す。

3.6 交渉終了の後、加入作業部会は、適時に、当該加入希望エコノミーのCPTPPへの加入に関する条件について委員会に対して報告書を提出する。当該報告書は、加入作業部会において、コンセンサス方式によって承認される。

#### 4. 委員会の承認

4.1 委員会は、加入作業部会によって提出された加入希望エコノミーのCPTPPへの加入のための条件を承認するかどうかをコンセンサス方式によって決定する。委員会は、加入のための条件を承認し、及び加入希望エコノミーに対して締約国となるよう招請する決定を採択する場合には、当該加入希望エコノミーが加入のための条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託することができる6箇月の期間（当該期間は、締約国の合意により延長することができる。）を特定する。

4.2 委員会の議長は、加入希望エコノミーに対して、当該加入希望エコノミーのCPTPP参加要請に関する委員会決定を正式に通知する書簡を送る。

4.3 加入希望エコノミーは、関係する国内法上の手続を完了した後、加入書を寄託者に寄託する。また、当該加入希望エコノミーは、CPTPPの義務を遵守するために必要な自国の国内法令の全ての変更が完了したことを示すべきである。

4.4 各締約国は、加入希望エコノミーをCPTPPの締約国として受け入れるための関係する国内法上の手続を完了した時に、寄託者に通報しなければならない。

4.5 加入希望エコノミーは、(a)当該加入エコノミーが加入のための条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託した日又は(b)全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日のいずれか遅い日の60日後にCPTPPの締約国となる。一又は二以上の締約国の承認手続において著しい遅延があった場合、委員会は異なる取決めを決定することができる。

## 5. ベンチマーク

### 5.1 加入希望エコノミーは、

(a) CPTPPに含まれる全ての既存のルールに従うための手段を示さなければならず、また、

(b) 物品、サービス、投資、金融サービス、政府調達、国有企業及びビジネス関係者の一時的な入国についての最も高い水準の市場アクセスのオファーを与えることを同意しなければならない。これらのオファーは、貿易、投資及び経済成長を促進し、また、効率性、競争及び発展を促進しつつ、締約国と当該加入希望エコノミーとの互恵的な関係を強化するバランスのとれた結果の中で、各締約国にとって商業的に意味のある市場アクセスを提供しなければならない。

5.2 CPTPP原署名国によって合意された関税並びに他の物品・サービス貿易及び投資への障壁の撤廃を通じた包括的な市場アクセスを約束するとの目標は、加入希望エコノミーによる約束の水準の指針となるべきである。